

# 委託業務仕様書

この仕様書は、一般社団法人 長野県観光機構（以下「委託者」という。）が行う、令和6年度地域連携プロモーション事業（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定める。

## 1 委託業務名

長野県のアウトドアカルチャーをテーマとしたラジオ番組制作・放送業務

## 2 業務の目的

一般社団法人長野県観光機構が推進する令和6年度 地域連携プロモーション事業（ローカルヒーロー&地域応援プロジェクト）の重要実施企画の一つ、「Go NATURE Go NAGANO（ゴーナーチャー ゴーナガノ）魅力発信」は、長野県（信州）が誇る「自然に恵まれた国の真実」を紐解く企画。今件のテーマは「アウトドア」。山々に降り注ぐ雨や雪が水を生み、浸透し、川を流れ、里山に湧水の恵みをもたらす。それらは国内屈指のアウトドアフィールドを創出・活性化させ、美しい湖や川を造り、滋味溢れるガストロノミーを提供してきた。まさに“長野県はウェルビーイングの聖地”と言われる所以でもある。

そこで本業務では長野県の「アウトドアカルチャー」を牽引するローカルヒーローをフィーチャーし、在京ラジオ番組を媒体に「自然に恵まれた国・長野県の真実」を説き明かすコンテンツ配信と共にさらなる観光誘客を実現する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

## 4 委託する業務

- (1) 長野県の「アウトドアカルチャー」を牽引するローカルヒーローをフィーチャーした「自然に恵まれた国・長野県の真実」を説き明かすラジオ番組の制作
- (2) ラジオ番組の放送及びテキスト記事による視聴者への情報発信
- (3) 発信方法：2つのラジオ局を使用し、各局放送枠にて合計2番組以上を制作及び同局ホームページにてそれら番組に関するニュース記事を制作公開

## 5 業務内容

- (1) 長野県の「アウトドアカルチャー」を牽引するローカルヒーローをフィーチャーした「自然に恵まれた国・長野県の真実」を説き明かすラジオ番組の制作  
・「ローカルヒーロー」が手掛ける観光イノベーションを取材。〈2業務目的〉に沿うテーマ内容のラジオ番組を制作する。
- (2) ラジオ番組は(3)A・Bのラジオ局にて複数の番組を制作する。
- (3) ラジオ番組の放送による視聴者への情報発信内容  
<A局>  
・放送日時：令和6年月9月30日（月）までに放送完了  
グリーンシーズン季において任意のローカルヒーローをフィーチャー、そのアクティビティイノベーションを紹介する合計放送時間10分以上の番組制作。

- ・提供要項：前後提供クレジット・CM を挿入
- ・オンエア音声に加え、取材映像や出演者映像など特典映像を収録/編集し同局サイト内にアーカイブ視聴可能とし、事業の目的を達成するために有効な手法による放送に取り組むこと。

#### <B局>

- ・放送日時：令和6年10月31日（木）までに放送完了  
同年10月4日（金）～10月6日（日）に開催される AOS アルプスアウトドアサミット取材に基づくローカルヒーロー及び県内 77 市町村から提案されるアウトドアカルチャーをレポートする合計放送時間 20 分以上の番組制作
- ・提供要項：前後提供クレジット・CM を挿入
- ・オンエア音声に加え、取材映像や出演者映像など特典映像を収録/編集し同局サイト内にアーカイブ視聴可能とし、事業の目的を達成するために有効な手法による放送に取り組むこと。

## 6 委託業務の対象経費

### (1) 委託業務の対象経費

委託費として計上できる経費は、本事業の実施に必要な経費（以下「対象経費」という）に限り、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。また、契約後に契約金額を超える対象経費が発生した場合、超過分については受託者の負担とする。

(2) 対象経費は、以下のとおりとする。なお、人件費を計上する場合は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知) に基づき算定すること。

#### 【対象経費】

- ・ラジオ番組の作成に要する諸経費
  - ・ラジオ番組に要する諸経費
  - ・業務管理費（旅費、通信運搬費、消耗品費など）
- (3) 事業の実施にあたり、その全部について一括して再委託を行ってはならない。一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額などについて記載した書面を一般社団法人長野県観光機構に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、一般社団法人長野県観光機構が軽微な変更該当すると判断するときは、承諾の手続きを要しない。

## 7 実績報告

委託業務を完了したときには、速やかに事業完了報告書を作成し提出すること。

また、報告書にはラジオ番組の録音を添付すること（記憶媒体に音声を保存して提出）。

### (1) 事業完了報告書

事業完了報告書は日本工業規格 A 4 判で、単色刷、簡易製本とする。ただし、写真や図などを掲載する場合については極力、カラー印刷とすること。様式は任意とするが、以下の内容を整理して記載すること。

#### ア ラジオ番組の作成

- ・作成した番組の内容（番組原稿等）

#### イ ラジオ番組の放送

- ・スポット PR の放送実績（日時、回数等）
- ・スポット PR 以外の放送実績

(2) 提出先 一般社団法人長野県観光機構 TX デザイン部

(3) 提出期限 令和 6 年 12 月 27 日（金）

### 8 秘密保持及び個人情報の保護

#### (1) 秘密の保持

ア 受託者は、委託業務に関し委託者から受領又は閲覧した資料等の内容を、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、委託業務で知り得た委託者の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

#### (2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守しなければならない。

### 9 その他

(1) 受託者は、法令を遵守し適正に業務を執行すること。

(2) 受託者は、受託業務の実施に当たり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。

(3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、その指示に従わなければならない。

(4) 本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類については、令和 11 年 3 月末まで、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

(5) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し、解決すること。

(6) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項等については、委託者と協議すること。

### 10 委託業務費限度額

4,950,000 円（税込）以内

### 11 問合せ先

一般社団法人長野県観光機構 TX デザイン部 伊東

電話：026-219-5271（代表）026-219-5273（TX デザイン部）

FAX：026-219-5277